

重要事項説明書（医療保険）

1. 訪問看護の事業者の概要

事業者名称	医療法人社団 友和会
代表者氏名	理事長 末田 格
所在地 連絡先	広島県廿日市市峠字下ヶ原 500 番地 電 話 0829-74-0688 FAX 0829-74-3385

2. 訪問看護を提供する事業所の概要

事業所名称	訪問看護ステーション 和み
管理者氏名	向 井 剛
所在地 連絡先	広島県廿日市市串戸4丁目2-16 電 話0829-30-8915 FAX0829-30-8916
介護保険指定 事業所番号	3462790134
通常事業実施地域	廿日市市全域・大竹市・広島市佐伯区・西区

3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	主治医が訪問看護の必要を認めた利用者の方に対して、安心して在宅療養が続けられるように、その居宅において適切な看護サービスを提供することを目的とします。
運営方針	① 事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう療養生活を支援し、心身の機能の維持回復・精神の安定を目指して支援します。 ② 事業の実施にあたっては、関係市町および地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

4. 事業所の営業日及び営業時間

営業日（訪問日）	月曜日～土曜日 但し、国民の祝日・12月31日～1月2日を除く。
営業時間 訪問時間	8時30分～17時30分 8時45分～16時45分

当事業所では、ご希望の方には24時間連絡が取れる体制を設けております。

5. 事業所の職員体制（令和7年5月1日）

職種	員数	備考
看護師	常勤7名	管理者業務を行うものを含む
准看護師	常勤1名	
作業療法士	常勤3名	
理学療法士	非常勤1名	
事務員	非常勤1名	

6. 提供する訪問看護サービスの内容

訪問看護は、看護師、准看護師等が、主治医の指示を受けて利用者の居宅（自宅）を訪問し、療養上の世話または必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

- ①健康チェック・心身の状態の観察と助言などの健康相談
- ②食事・清潔保持・排泄など日常生活の援助
- ③在宅リハビリテーション
- ④精神・心理的な看護
- ⑤認知症の看護
- ⑥社会資源の使い方相談
- ⑦その他 医師の指示による医療処置など

7. 利用料とその支払いについて

- ・基本利用料として、健康保険法または老人保健法などに規定する額の支払いを利用者から受けるものとします。契約書別紙に定めた訪問看護サービスに対する利用料およびサービスを提供する上で別途必要になった額が必要となります。
- ・利用料は毎日月末締め切りで計算をし、10日前後までに請求書をお届けしますので明細を確認のうえ、お支払いください。

8. サービス提供に関するご相談・苦情の対応について

- ① 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、市町または国民保険団体連合会に対していつでも苦情を申し立てることができます。
- ② 事業者は苦情対応の担当者およびその連絡先を明らかにするとともに、相談又は苦情の申し立てがあった場合には迅速かつ誠実に対応します。
事業者または事業所（0829 - 30 - 8915：向井）が窓口となります。
- ③ 事業者は、利用者が苦情申立を行ったことを理由としていかなる不利益・不公平な取り扱いをすることはありません。

④ サービス提供に関する苦情・相談の窓口

担 当 窓 口		担当部署・担当者	電話番号
訪問看護ステーション和み		向井 剛	0829-30-8915
広島県国民保険団体連合会		介護保険課	082-554-0783
市 町	大竹市	地域介護課	0827-59-2144
	廿日市市	高齢介護課	0829-30-9155
		障害福祉課	0829-30-9152
	広島市	高齢介護係	082-504-2183
	広島市佐伯区	障害福祉課	082-943-9732
	広島市西区	障害福祉課	082-294-6346

窓口受付時間 平日 8：30から17：00

9. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の緊急の事態が発生した場合、必要に応じて応急の手当てをするとともに、速やかに別紙記載の主治医、ご家族、救急隊、市町などに連絡をします。

10. 事故発生時の対応について

サービスの提供により、万が一事故が発生した場合は、速やかに関係各機関ならびに利用者の家族などに連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、当該事故の発生について、利用者または家族に重大な過失がある場合にはこの限りではありません。

11. 秘密保持と個人情報の保護について

- ① 当事業者は、サービスを提供する際に、知り得た利用者およびその家族に対する秘密および個人の情報を正当な理由なく第三者には漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同じです。
- ② あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には前項の規定に関わらず、一定の条件下で個人情報を利用できるものとします。

12. (虐待防止のための措置に関する事項)

- 1 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的（年2回）に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を行う。
 - (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じて見直しを行う。
 - (3) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報するものとする。

1 3. 利用者代理人について

利用者は代理人を選任して訪問看護の契約を締結させることができます。また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。利用者の代理人選出に際して必要がある場合には、事業者は成年後見人制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

1 4. その他の留意事項

- ① 保険証や医療受給者証などを確認させていただきます。これらの内容について変更が生じた場合には必ずお知らせください。
- ② やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合には、前日までに電話などでのご連絡をお願いいたします。
- ③ 訪問看護師は次の業務は出来ないのをご了承願います。
 - ・ 年金など金銭の管理
 - ・ ご家族への訪問看護サービス
- ④ 訪問看護師に対する贈り物、飲食物の提供はお断りします。

説明年月日 令和 6 年 月 日

訪問看護を提供するにあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。

事業所住所 広島県廿日市市串戸4丁目2-16
事業所名称 訪問看護ステーション 和み

管 理 者 向井 剛 (印)

説 明 者 向井 剛 (印)

私は、本書面により、事業者から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受け、その内容に同意しました。

ご利用者

住所

氏名

(印)

連絡先

ご家族または代理人

住所

氏名

(印)

緊急時の連絡先

主治医	利用者の主治医	
	医療機関名	
	電話番号	
ご家族 または代理人	ご氏名・続柄	()
	電話番号	
市町	担当窓口	障害福祉課
	電話番号	0829 - 30 - 9152

自己負担額は下記の 1 割負担となります。

☆訪問看護基本療養費 I（一日につき）

	週 3 回まで	週 4 日目以降
看護師、作業療法士	1) 30 分以上の場合、5 5 5 0 円 2) 30 分未満の場合、4 2 5 0 円	1) 30 分以上の場合、6 5 5 0 円 2) 30 分未満の場合、5 1 0 0 円
准看護師	1) 30 分以上の場合、5 0 5 0 円 2) 30 分未満の場合、3 8 7 0 円	1) 30 分以上の場合、6 0 5 0 円 2) 30 分未満の場合、4 7 2 0 円

* 外泊時の訪問看護は 8 5 0 0 円となります。

☆基本療養費の加算

長時間訪問看護加算	別表第 8 に掲げるもの	5 2 0 0 円（週 1 日）
	特別訪問看護指示書に係る利用者	5 2 0 0 円（週 1 日）
	1 5 歳未満の超重症児または準超重症児	5 2 0 0 円（週 3 日）
複数名訪問看護加算	看護師、作業療法士の場合	4 3 0 0 円
	准看護師の場合	3 8 0 0 円
	看護補助者、精神保健福祉士の場合	3 0 0 0 円（週 1 回）
夜間・早朝訪問看護加算	午後 6 時～10 時、午前 6 時～8 時	2 1 0 0 円
深夜訪問看護加算	午後 10 時～翌 6 時まで	4 2 0 0 円

☆訪問看護管理療養費

月の初日＝7 4 4 0 円	2 日目以降の訪問日の場合＝3 0 0 0 円
----------------	-------------------------

☆管理療養費の加算

2 4 時間対応体制加算（利用者の同意が必要）	6 4 0 0 円／月 1 回
特別管理加算（病状などにより）	2 5 0 0 円／月または 5 0 0 0 円／月
退院時共同指導加算	8 0 0 0 円
退院支援指導加算（退院当日の訪問看護）	6 0 0 0 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2 0 0 0 円／月 2 回

☆訪問看護情報提供療養費 1 5 0 0 円／月

☆訪問看護ターミナルケア療養費 2 5 0 0 0 円

☆その他の費用＝保険適応外の費用で当ステーションでの料金設定となっております。

延長加算（1 時間 30 分以上）	30 分超えることに 1, 0 0 0 円 ただし、上記、長時間訪問看護加算算定対象外の時
受診同行	30 分につき 1, 0 0 0 円+かかった交通費の実費
法定代理受領サービス外の訪問	30 分につき 1, 0 0 0 円
休日加算	1 回につき 2, 0 0 0 円
交通費	通常の営業地域（廿日市市全域・大竹市・広島市佐伯区・西区）は不要。その他の地域は実施地域を越えた時点から路程 1 km 当たり 30 円
衛生材料・おむつ等	実費負担
ご遺体のケア料	1 0, 0 0 0 円